（事業計画等の認可の申請）

第六条　指定試験機関は、法第二十七条の三第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添え、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2　指定試験機関は、法第二十七条の三第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（試験事務規程の認可の申請）

第七条　指定試験機関は、法第二十七条の四第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に同項の試験事務規程を添え、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2　指定試験機関は、法第二十七条の四第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（試験事務規程の記載事項）

第八条　法第二十七条の四第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　試験事務の実施の方法に関する事項

二　手数料の収納の方法に関する事項

三　法第二十七条の五第一項に規定する試験委員（以下「試験委員」という。）の選任及び解任に関する事項

四　試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

五　試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

六　その他試験事務の実施に関し必要な事項

（試験委員の要件）

第九条　法第二十七条の五第二項の厚生労働省令で定める要件は、准看護師試験を行うについて必要な学識経験のある者として都道府県知事が認めるものであることとする。

（試験委員の選任及び変更）

第十条　指定試験機関は、法第二十七条の五第三項の規定により準用する法第二十七条の二第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　選任に係る試験委員の氏名及び略歴又は変更に係る試験委員の氏名

二　選任又は変更の理由

（試験事務の実施結果の報告）

第十一条　指定試験機関は、准看護師試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　試験実施年月日

二　試験地

三　受験申請者数

四　受験者数

2　前項の報告書には、受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び試験の成績を記載した受験者一覧表を添えなければならない。

（帳簿）

第十二条　指定試験機関は、准看護師試験を実施したときは、試験実施年月日、試験地、受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験の成績及び合否の別を記載した帳簿を作成し、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

（試験事務の休廃止の許可の申請）

第十三条　指定試験機関は、法第二十七条の十の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

三　休止又は廃止の理由

（指定の取消し等）

第十四条　法第二十七条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、第二条第三項第二号又は第四号に掲げる規定に該当するに至ったときとする。

2　法第二十七条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　第二条第二項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。

二　法第二十七条の二第二項（法第二十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の四第三項又は法第二十七条の八の規定による命令に違反したとき。

三　法第二十七条の三、法第二十七条の五第一項若しくは第二項又は法第二十七条の十の規定に違反したとき。

四　法第二十七条の四第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

五　法第二十七条の十二第一項の条件に違反したとき。

（試験事務の引継ぎ等）

第十五条　指定試験機関は、法第二十七条の十四の規定により都道府県知事が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　試験事務を都道府県知事に引き継ぐこと。

二　帳簿及び試験事務に関する書類を都道府県知事に引き継ぐこと。

三　その他都道府県知事が必要と認める事項

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。